

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立舳松社会教育会館の使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立舳松社会教育会館使用料規則	
所 管 課	地域教育支援部 地域教育振興課	
審 査 基 準	<p>○堺市立舳松社会教育会館使用料規則 (使用料の還付)第4条</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額</p> <p>(2) 使用者が使用しようとする日前15日までに使用の取消し又は変更を申し出て、その理由が認められたとき。 既納の使用料の半額</p> <p>2 前項に定める使用料の還付を受けようとする者は、堺市立舳松社会教育会館使用料還付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	原則として、申請を受付後、直ちに処理している。